

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

蜂谷工業株式会社

法人番号 7260001005412（国土交通大臣許可 第 002652 号）

2 取引停止措置期間

4 か月（令和 6 年 2 月 1 5 日～令和 6 年 6 月 1 4 日）

3 取引停止の理由

蜂谷工業株式会社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を複数年にわたり、技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 5 年 11 月 28 日、中国地方整備局長より監督処分（営業停止 45 日間）を受けた。

また同日、建設業法第 26 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止 22 日間）を受けた。

さらに同日、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 6 年 2 月 1 5 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一